

一般墓地使用許可証

見 本

許 可 番 号		第 号		
使 用 場 所		地 区	番	面 積 m ²
使 用 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
上記のとおり一般墓地の使用を許可します。 令和 年 月 日 留萌市長 ○ ○ ○ ○				
【 注 意 事 項 】 1 一般墓地の使用権は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。 2 この許可証を亡失し、又は汚損したときは、再交付を受けてください。 3 次の場合は、この許可証と関係書類を持参し届け出てください。 (1) 使用者の本籍、住所、氏名に変更があったとき。 (2) 一般墓地の使用権を承継しようとするとき。 (3) 一般墓地に焼骨を埋蔵しようとするとき。 (4) 改葬しようとするとき。 (5) 使用している墓地が不用になったとき。（使用場所を原状に復し、速やかに返還していただきます。） 4 使用者が市外へ転出しようとするときは、市内の居住者を代理人に定め、関係書類を持参し届け出てください。（代理人を変更したときも届出が必要です。） 5 墓碑等の設置、改築等の工事をしようとするときは、関係書類を持参し届け出てください。 6 次の場合は、使用許可を取り消します。 (1) 使用許可の目的以外に使用したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。 (3) 使用許可を受けた日から3年を経過しても墓碑等を設置しないとき。 (4) 法令又は留萌市墓地条例及び留萌市墓地条例施行規則に違反したとき。 7 次の場合は、一般墓地の使用権が消滅します。 (1) 使用者が死亡した日から3年を経過しても使用権を継承する者がいないとき。 (2) 使用者の所在が不明となり10年を経過したとき。 8 納付された使用料は還付いたしません。 9 使用場所及び墓碑等の清掃を行うなど清潔の保持に努めてください。				

埋 蔵 者 の 記 録

[illegible]